かんとう保全ニュース

<TOPICS>

- 1. 暖房の季節です!
- 2. 防災設備の更新について

令和二年秋号 2020年11月 国 土 交 通 省 関東地方整備局 営 繕 部

1. 暖房の季節です!

秋も暮れ、朝晩の冷え込みも日増しに強まってきました。これから冬のシーズンが到来し、暖 房運転への切り替え時期となります。また、暑かった夏に使用していた機器もシーズンオフと なりました。そこで今回、暖房への切り替えポイントをご紹介いたします。シーズンオフ、 シーズンイン、シーズンオンで、点検を行いましょう。

【シーズンオフ】

<冷房用機器類>

- 電源を落としてあるか。(コンセントタイプの場合、コンセントが抜かれているか)
- <冷却塔>
- 水抜きを行っているか。
- 清掃を行ったか。(錆や汚れ等がないか)







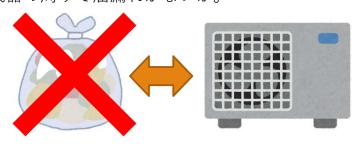






<パッケージ型空調機(室外機)>

- 周囲に障害物、草、ゴミ等がないか。
- 外部に砂、土等のひどい汚れがないか。
- <パッケージ型空調機(室内機)>
- フィルターにゴミ、埃等が付着してないか。
- 試運転を行ったか。
- <ガラリ>
- 扉のガラリ前に障害物を置いていないか。
- ガラリにゴミ、埃等が付着していないか。 <暖房用燃焼装置>
- 燃料が油の場合は、現状の容量を確認。
- 機器の周りで油漏れがないか。



室外機の周囲に物を置かない







気流の方向を変えることで、暖房の効率が上がります。

<吹き出し口>

- シーリングディフューザー(吹き出し口)の場合、 暖房時への切り替えの調整がされているか。
 - ✓ 暖房時は、吹き出す空気が軽いため コーン を上げて 吹き出し方向を下向きにする。
 - ✓ 冷房時は、吹き出す空気が重いため コーン を下げて吹き出し方向を横向きにする。

※注意・高所での作業は転落事故に注意してください。危険な箇所については、専門業者に依頼するようにしてください。



空調機のフィルターはゴミ、埃だけでなく、アレルギーの原因となるダニの死骸も付着している可能性があります。定期的に清掃するようにしてください。また、設備機器は、保守点検を忘れずに行うようにしてください。

2. 防災設備の更新について

防災設備は、定期点検等により維持管理は行われていても、経年による劣化が進みます。そのため、設置から一定期間を経過した設備は、更新が推奨されています。

自動火災報知設備、消火設備等の 防災設備は、命と財産を守る重要な 設備です。火災報知設備は、通常は 動作していないように思えますが、 実は常に監視という仕事をしますいる で電子部品は必ず劣化します。 (社)日本火災報知機工業会では ため、100件の点検物件から不具合な どで交換された機器の調査データ機 というとで変換された機器の調査が主要機 というといます。

▶ 受信機
▶ 熱感知器
▶ 煙感知器
▶ 発信機
▶ 地区音響装置







R型受信機 15年



P型受信機 20年



熱感知器

10年 煙感:



煙感知器 15年 発信機・地区音響装置 20年

直流電源装置の鉛蓄電池や、非常照明の内蔵電池には寿命があり、定期的な更新が必要です。

停電時に室内や避難経路を照らす非常用照明ですが、電源別置型と電源内蔵型の2種類があります。

電源別置型の非常照明は、直流電源装置から電源が供給される照明器具です。直流電源装置は、非常照明の電源だけでなく、受変電設備の制御用電源にも使用されています。

直流電源装置の蓄電池は、鉛蓄電池が使用されていますが、寿命は長寿命タイプのものでも、13~15年とされています。そのため、定期的な蓄電池の交換が必要となります。

電池内蔵型の非常照明は、器具本体に蓄電

池が組み込まれています。この蓄電池にも寿命があり、4~6年での交換が必要となります。

蓄電池は、適正な時期で更新を行うようお願いします。







直流電源装置(鉛蓄電池)13~15年



非常照明(内蔵電池)4~6年



誘導灯(内蔵電池)4~6年

中期保全計画で防災設備の更新時期を確認し、計画的な更新を行いましょう。

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 保全担当 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357 ご要望等がありましたら、担当の営繕事務所等にご連絡下さい。



官庁施設の保全情報

支障がない状態の確認用 チェックリスト、保全 ニュースなどの保全情報

営繕部保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する重大な事故・故障が発生しましたら下記までご報告願います。 営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01★gxb.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396 ※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、担当の営繕事務所等までお知らせ下さい。